第５９４２号　令和７年１０月２４日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　　　　次

◇　条　　例　　　　　　　　ページ

○　北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【政策局ＤＸ・ＡＩ戦略室】　２
○　北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政・変革局財務部財政課】　３
○　北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例【都市ブランド創造局総務文化部文化企画課】　５
○　北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援部施設課】　８
○　非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例【行政委員会事務局選挙課】　９
○　北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【行政委員会事務局選挙課】　１０

◇　規　　則

○　北九州市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則【政策局ＤＸ・ＡＩ戦略室】　１１

◇　告　　示

○　道路の区域変更（２件）【都市整備局道路部管理課】　１２

◇　公　　告

○　特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】　１４

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第３８号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成２７年北九州市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中５の項を削り、６の項を５の項とし、７の項から１０の項までを１項ずつ繰り上げる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第３９号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成１２年北九州市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第６４号中「若しくは第６８条の６９第３項第５号イ」を削り、

「

１件につき１３０，０００円
１件につき１９０，０００円
１件につき２６０，０００円
１件につき３９０，０００円
１件につき５１０，０００円
１件につき６６０，０００円
１件につき８７０，０００円

」を「

１件につき１３０，０００円
１件につき１９０，０００円
１件につき２６０，０００円
１件につき３９０，０００円
１件につき５１０，０００円
１件につき６６０，０００円
１件につき８７０，０００円

」に改め、同表第６５号中「若しくは第６８条の６９第３項第７号イ」を削り、

「

１件につき８６，０００円

」を「

１件につき８６，０００円

」に改め、同表第１２１号中「若しくは第６８条の６９第３項第６号」を削り、

「

１件につき６，２００円
１件につき８，６００円
１件につき１３，０００円
１件につき

を「

１件につき６，２００円
１件につき８，６００円
１件につき１３，０００円
１件につき３５，０

に改め、同表第１

３５，０００円	００円
１件につき　４３，０００円	１件につき４３，０００円
１件につき　５８，０００円」	１件につき５８，０００円」

２２号中「若しくは第６８条の６９第３項第７号ロ」を削り、

「

１件につき　６，２００円
１件につき　８，６００円
１件につき　１３，０００円
１件につき　３５，０００円
１件につき　４３，０００円

」を「

１件につき６，２００円
１件につき８，６００円
１件につき１３，０００円
１件につき３５，０００円
１件につき４３，０００円

」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第４０号

北九州市文化財保護条例の一部を改正する条例

北九州市文化財保護条例（昭和４５年北九州市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７章　罰則（第４３条―第４６条）」を「第７章　北九州市文化財保護審議会（第４３条―第４９条）
第８章　罰則（第５０条―第５３条）」に、「第８章」を「第９章」に、「第４７条」を「第５４条」に改める。

第４条第３項中「（以下「審議会」という。）」を削る。

第２０条第３項中「審議会」を「北九州市文化財保護審議会」に改める。

第４７条を第５４条とする。

第８章を第９章とする。

第７章中第４６条を第５３条とし、第４３条から第４５条までを７条ずつ繰り下げる。

第７章を第８章とし、第６章の次に次の１章を加える。

第７章　北九州市文化財保護審議会

（設置）

第４３条　法第１９０条第１項の規定により、教育委員会に北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第４４条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

３　審議会に特別の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。

４　専門調査員は、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　専門調査員の任期は、特別の事項の調査が終了する時までの期間とする。

（会長及び副会長）

第４６条　審議会に、会長及び副会長１人を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（専門調査員）
第４７条　専門調査員は、特別に調査する事項について、資料の収集及び専門的な調査を行う。
（招集）
第４８条　審議会は、必要に応じて、会長が招集する。
（定足数及び表決）
第４９条　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

付　則

（施行期日）
１　この条例は、令和７年１１月１日から施行する。
（付属機関の設置に関する条例の一部改正）
２　付属機関の設置に関する条例（昭和３８年条例第９７号）の一部を次のように改正する。
別表の教育委員会の項中

「

北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。
北九州市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、北九州市に所在する文化財について調査審議すること。

」を

「

北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。

」に

改める。
（経過措置）
３　この条例の施行前に前項の規定による改正前の付属機関の設置に関する条例第２条の規定により設置された北九州市文化財保護審議会にされた諮問で

この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、改正後の北九州市文化財保護条例第４３条の規定により設置された北九州市文化財保護審議会にされた諮問とみなす。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第４１号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１の学校教育関係の表の特別支援学校の項中「下到津四丁目３番１号」を「下到津一丁目１０番７号」に、

「

〃　小倉総合〃	〃　小倉南区春ケ丘１０番３号

」を

「

〃　特別支援学校北九州中央高等学園	〃　〃　下到津一丁目１０番１２号
〃　小倉総合特別支援学校	〃　小倉南区春ケ丘１０番３号

」に、

「

〃　八幡西〃	〃　〃　下上津役四丁目８番２号
〃　特別支援学校北九州中央高等学園	〃　戸畑区沢見一丁目３番４７号

」を

「

〃　八幡西〃	〃　〃　下上津役四丁目８番２号

」に

改める。

付　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第１の学校教育関係の表の特別支援学校の項の改正規定（「下到津四丁目３番１号」を「下到津一丁目１０番７号」に改める部分に限る。）は、同年１月１日から施行する。

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第４２号

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和３８年北九州市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表中「第１４条第１項第３号」を「第１４条第１項第４号」に、「第１４条第１項第４号」を「第１４条第１項第５号」に、「第１４条第１項第５号」を「第１４条第１項第６号」に、「第１４条第１項第６号」を「第１４条第１項第８号」に、「第１４条第１項第７号」を「第１４条第１項第９号」に、「第１４条第１項第８号」を「第１４条第１項第１０号」に改め、同表の備考中「及び法第１４条第１項第１号から第８号まで」を「並びに法第１４条第１項第１号、第２号、第４号から第６号まで及び第８号から第１０号まで」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市条例第４３号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成５年北九州市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改め、同条第２号中「５円１８銭」を「５円６２銭」に、「３８万６，５００円」を「４１万９，０００円」に改める。

第１１条第１号中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改め、同条第２号中「２７万６５５円と２８円３５銭」を「２９万３，４４０円と３０円７３銭」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙及び北九州市長の選挙については、なお従前の例による。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市規則第６１号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則（平成２７年北九州市規則第５４号）の一部を次のように改正する。

第５条を削る。

第６条中「別表第１の６の項」を「別表第１の５の項」に改め、同条を第５条とする。

第７条中「別表第１の７の項」を「別表第１の６の項」に改め、同条を第６条とする。

第８条中「別表第１の８の項」を「別表第１の７の項」に改め、同条を第７条とする。

第９条中「別表第１の９の項」を「別表第１の８の項」に改め、同条を第８条とする。

第１０条中「別表第１の１０の項」を「別表第１の９の項」に改め、同条を第９条とする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第４１３号

道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第１７条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり道路の区域が変更されたので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から２週間北九州市都市整備局道路部管理課及び福岡北九州高速道路公社北九州事務所保全改築課において、一般の縦覧に供する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

１　道路の種類　市道

２　路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員（m）	延長（m）
６５４	北九州高速５号線	前	北九州市戸畑区牧山海岸３番１４３地先から 北九州市戸畑区牧山海岸３番１地先まで	48.6 ～ 60.2	96.3
		後	北九州市戸畑区牧山海岸３番５３から 北九州市戸畑区牧山海岸３番１地先まで	44.7 ～ 60.2	96.3

北九州市告示第４１４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

１　道路の種類　市道

２　路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員（m）	延長（m）
１８７８	戸畑牧山１号線	前	戸畑区牧山海岸３番１４３地先から 戸畑区牧山海岸３番１地先まで	48.6 ～ 60.2	96.3
		後	戸畑区牧山海岸３番５３から 戸畑区牧山海岸３番１地先まで	44.7 ～ 60.2	96.3

北九州市公告第７４７号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第５条第１項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和７年１０月２４日

北九州市長　武　内　和　久

１　調達内容

（１）　購入品目及び予定数量　収蔵棚及び付属照明設備　一式（収蔵棚１２２台及び照明設備５０灯）

（２）　購入物品の特質等　仕様書に定めるとおり

（３）　履行期限　令和８年３月３１日

（４）　納入場所　北九州市立埋蔵文化財センター（旧八幡市民会館　旧ホール部分収蔵庫）（北九州市八幡東区尾倉二丁目６番５号）

（５）　入札方法　総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６）　電子入札案件　この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

２　電子入札に関する事項

（１）　この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第１章１－２（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２）　電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
（３）　その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。
3　競争入札参加資格
次の各号のいずれにも該当する者であること。
（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）　北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
（３）　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
4　競争入札参加資格審査の申請
この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話　０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和７年１１月１４日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。
5　入札手続等
（１）　契約条項を示す場所及び期間
ア　場所　北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市技術監理局契約部契約課
イ　期間　この公告の日から令和７年１２月９日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から午後４時３０分まで及び同月１０日の午前９時から午前１０時まで
（２）　入札説明書及び仕様書の交付方法
北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。
北九州市技術監理局契約部のホームページ
http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html
（３）　入札説明会　入札説明会は、行わないものとする。
（４）　競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所
この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提

出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア　電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和７年１１月１３日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から午後７時まで及び同月１４日の午前９時から午後４時３０分まで

イ　紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア）　提出期間

この公告の日から令和７年１１月１４日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで

（イ）　提出場所

第１号アの場所

（ウ）　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（５）　入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア　電子入札による入札書受付期間

令和７年１１月２５日から同年１２月９日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後７時まで及び同月１０日午前９時から午前１０時まで

イ　郵送による入札書の提出期限

第１号アの場所に令和７年１２月９日午後５時までに必着のこと。

（６）　開札の場所及び日時

ア　場所　第１号アの場所

イ　日時　令和７年１２月１０日午前１０時１０分

6　その他

（１）　契約手続において使用する言語及び通貨

ア　言語　日本語

イ　通貨　日本国通貨

（２）　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金　契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３）　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札

エ　北九州市電子入札実施要領第１０条各号のいずれかに該当する入札

（４）　落札者の決定方法　契約規則第１３条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（５）　契約書作成の要否　要

（６）　契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

（７）　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒８０３－８５０１　北九州市小倉北区城内１番１号

電話　０９３－５８２－２０１７

7　Summary

（１）　Product and Quantity

Purchase of Storage shelves and associated lighting equipment

Quantity: 1unit （122 sets; 50 lamps）

（２）　Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., December 10, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m.,　December 9, 2025

（３）　For further information, please contact: Contracts Division, Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu 1-1 Jonai,Kokurakita-ku, Kitakyushu-city,803-8501 Japan TEL093-582-2017